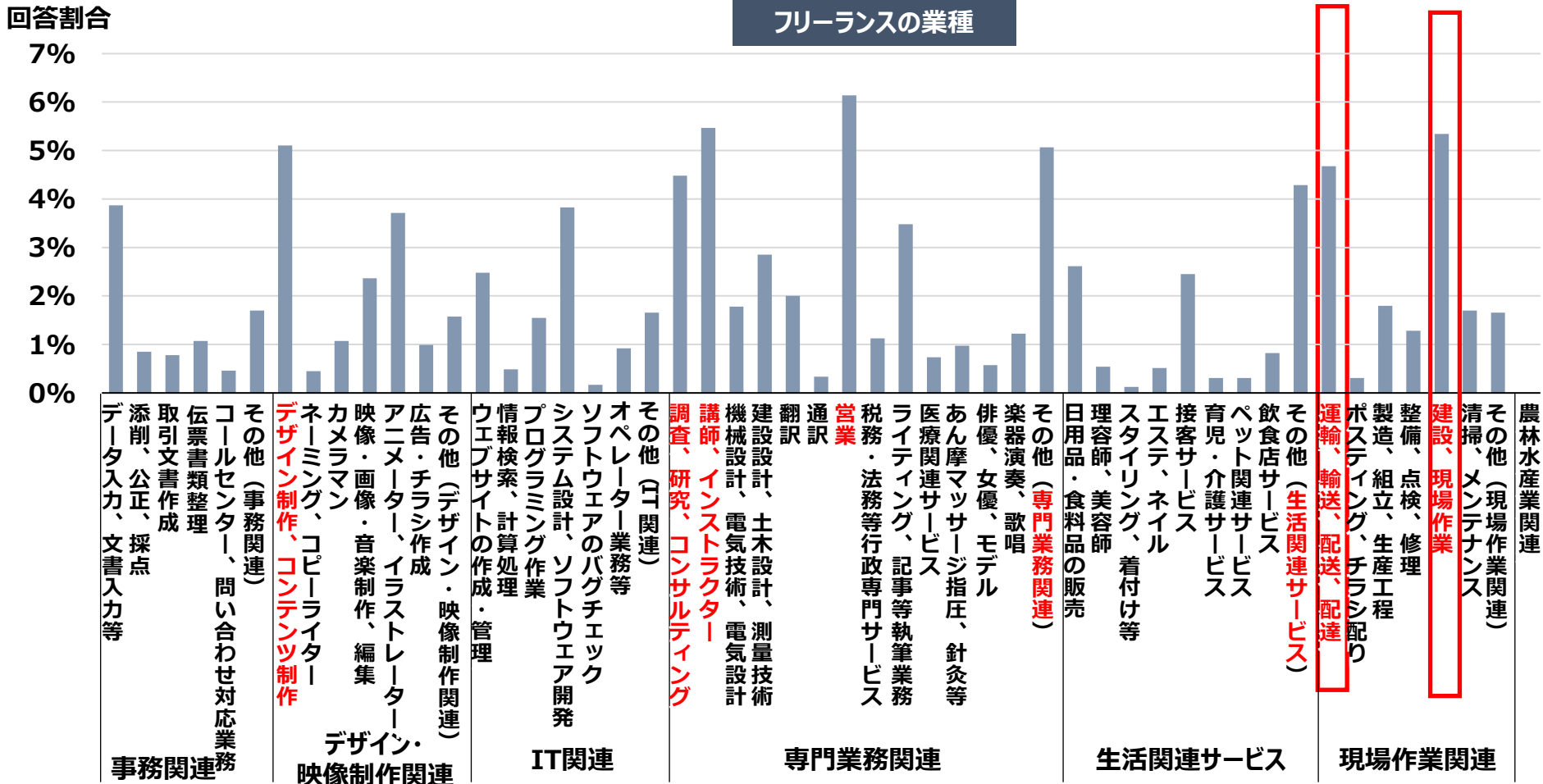


フリーランス・事業者間取引適正化等法について

滋賀労働局 雇用環境・均等室

我が国のフリーランスの実態

- 日本では462万人がフリーランスとして働いていると試算されている（2020年、内閣官房）。
- 営業、講師・インストラクター、建設・現場作業、デザイン・コンテンツ制作、配送・配達など多様な業種でフリーランスとして働かれている実態がある（2021年）。



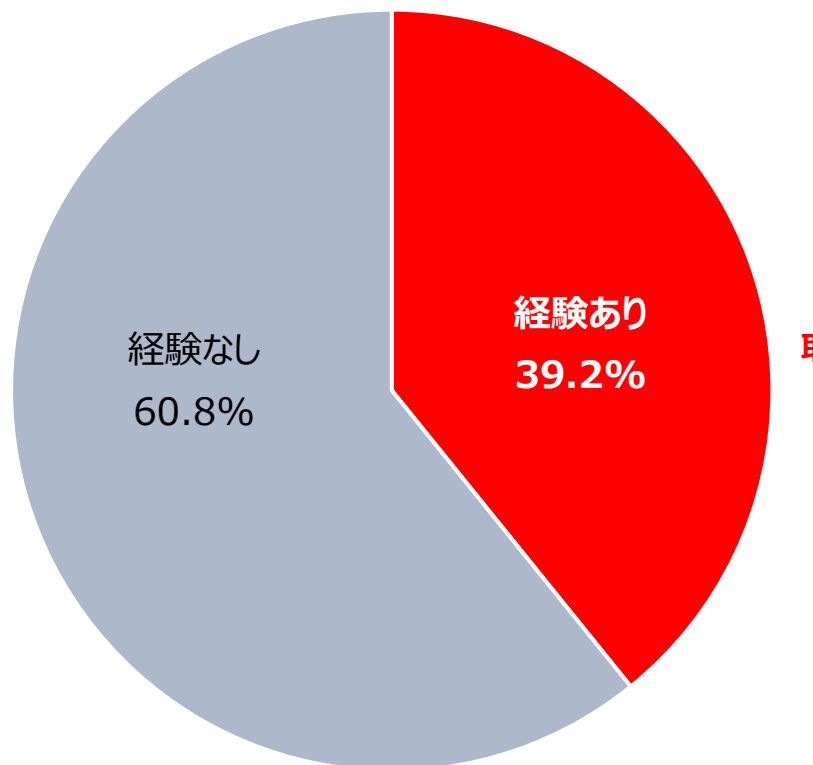
（注）フリーランスは「実店舗はなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。「あなたの具体的な仕事内容として最も近いものをお答えください。」（単一回答）という設問への回答を集計（回答数：7,188）。

（出所）フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査、内閣官房「フリーランス実態調査結果」を基に作成。

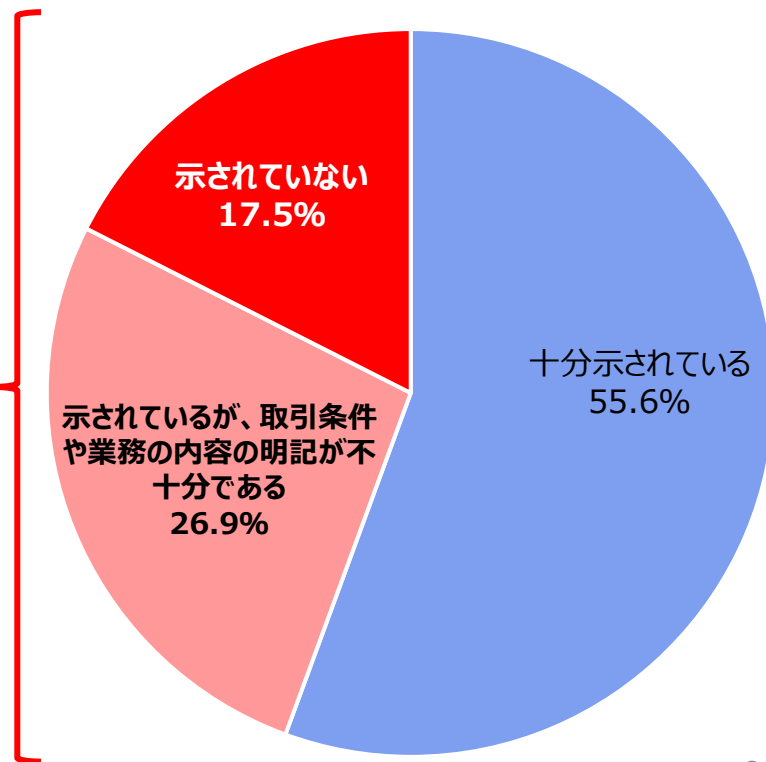
我が国のフリーランスの実態（取引条件や業務内容の提示状況）

依頼者から納得できない行為を受けた経験

取引条件や業務内容の提示状況



取引条件や業務内容が
「示されていない」
「不十分である」
44.4%



(注) フリーランスは「実店舗はなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。
「業務を開始する前に、依頼者から、取引条件や業務の内容が書面・メール・SNS・規約など形に残る方法（保存・記録可能な方法）で十分に示されていますか。」（単一回答）という設問への回答を集計（回答数：4,243）。

(出所) フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

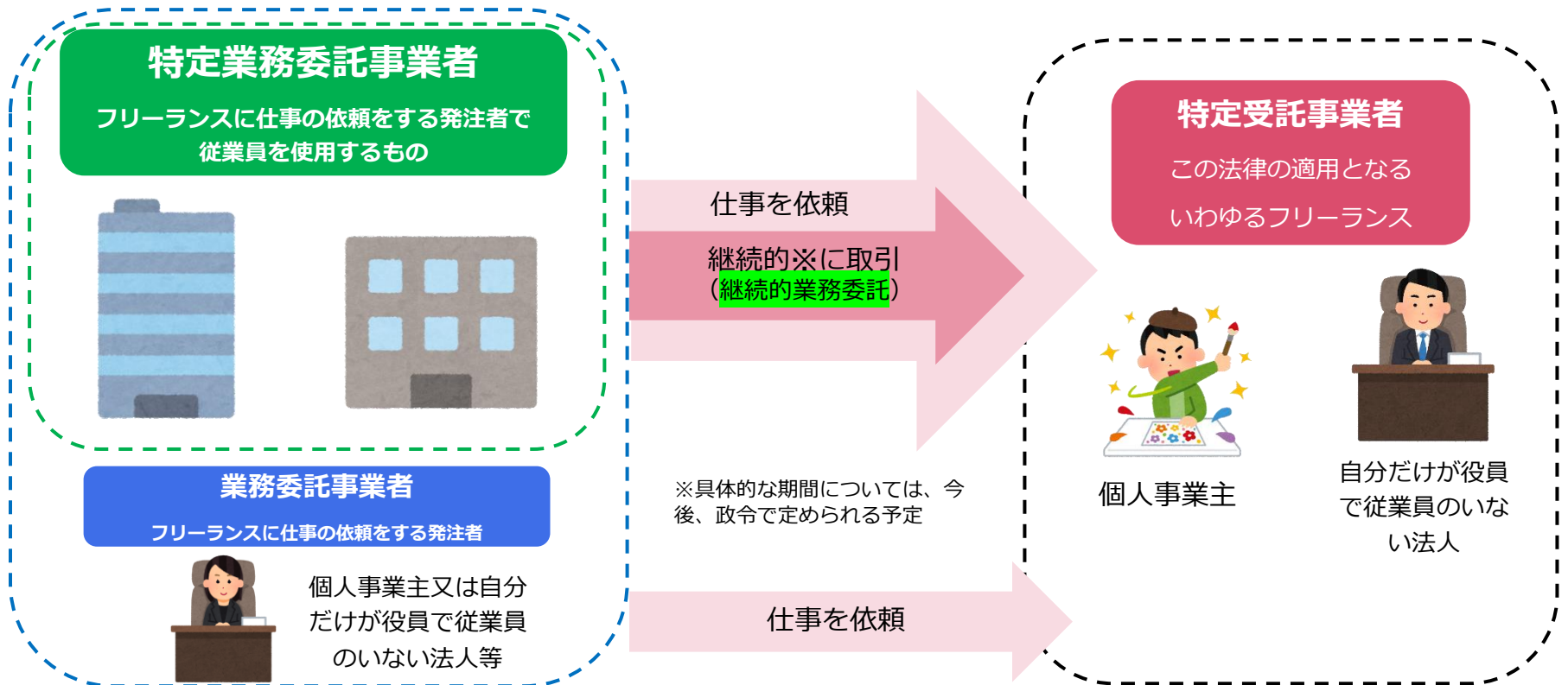
①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間
の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備
を図ることを目的としています。



法律の適用対象

業務委託事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引



フリーランス
(特定受託事業者)

業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

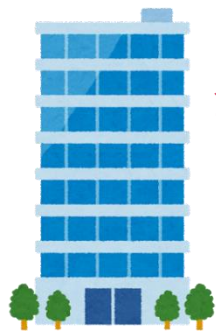
発注事業者
(特定業務委託事業者)

フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」といった方も含まれますが、この法律における「フリーランス」には該当しません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象



企業が宣材写真の
撮影を委託



企業
(従業員※を使用)

フリーランス
(従業員※を使用していない)

※従業員には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない

この法律の対象外

消費者が家族写真の
撮影を委託
(事業者からの委託
ではない)



消費者



自作の写真集を
ネットで販売
(売買取って委
託ではない)



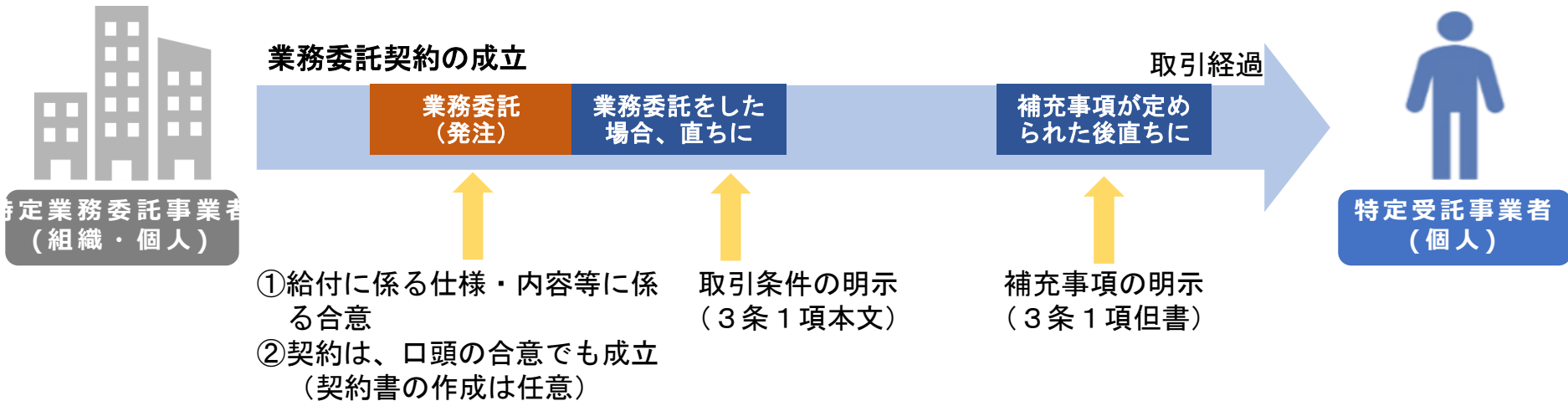
消費者・企業
(不特定多数)

措置義務について

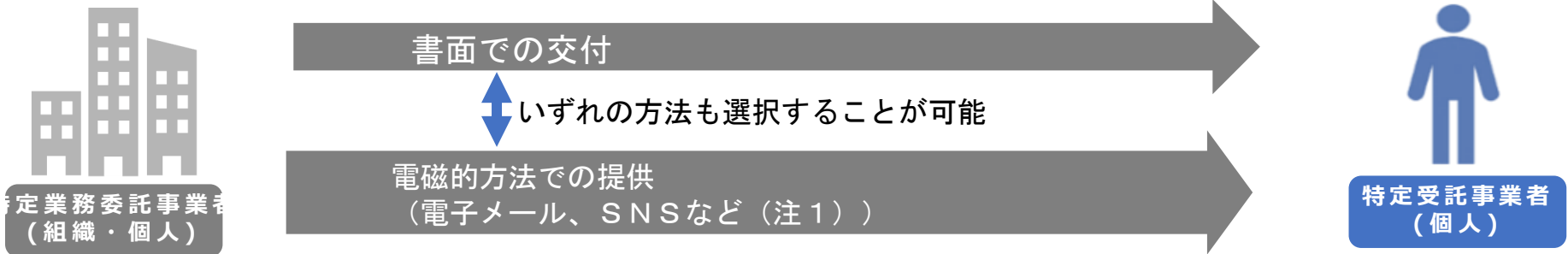
義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示（3条）	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
② 期日における報酬支払義務（4条）	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 特定業務委託事業者の遵守事項（5条）	<p>特定受託事業者に対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと</p> <p>例えば、特定受託事業者に責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らないこと」、「発注時に決めた報酬額を後で減額すること」、「発注した物品等を受け取った後に返品すること」などが禁止されます。</p>
④ 募集情報の的確表示義務（12条）	<p>広告などに特定受託事業者の募集に関する情報を掲載する際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> 虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと 内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（13条）	<p>継続的業務委託について、特定受託事業者が育児や介護などと業務を両立できるよう、特定受託事業者の申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと</p> <p>例えば、「特定受託事業者が妊婦検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を短縮する」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにする」といった対応が想定されます。</p>
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務（14条）	<p>特定受託事業者に対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること</p> <p>例えば、「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」、「ハラスメントに関する相談の担当者を決める」、「ハラスメントが発生した場合には、迅速に事実関係を把握する」などの対応が想定されます。</p>
⑦ 中途解除等の事前予告義務（16条）	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

① 書面等による取引条件の明示（3条）

- 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、**直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により明示しなければならない。**（3条1項）
※ その他の事項 ⇒ 受託・委託者の名称、業務委託をした日、給付の提供場所、給付の期日などを想定。
- （「直ちに」の例外）これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとする。この場合に、特定業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後、直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により明示しなければならない。（3条1項ただし書）



<明示の方法>

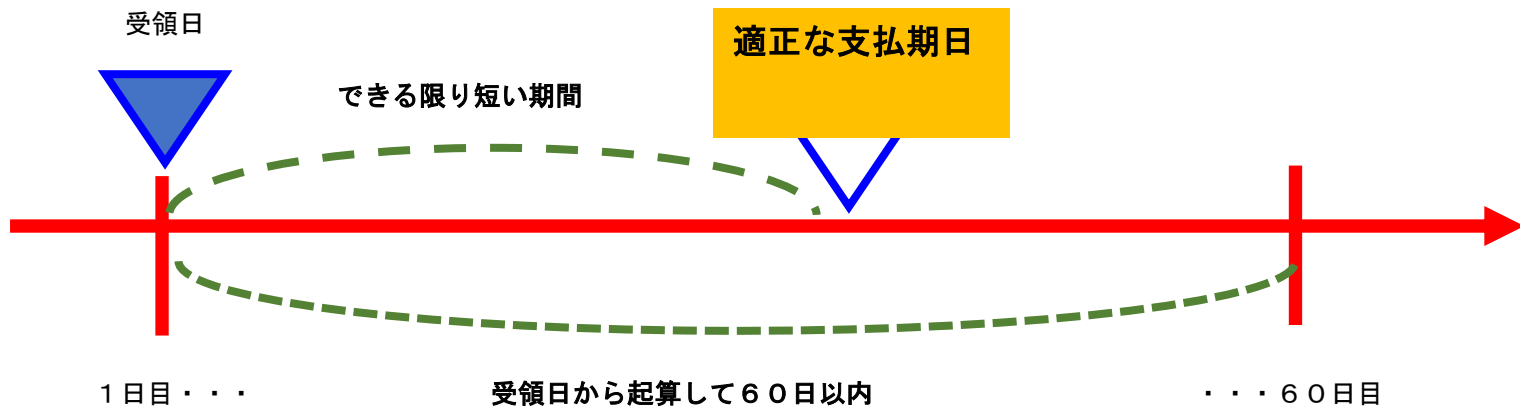


(注1) 許容される電磁的方法の具体的な要件は公正取引委員会規則で定めることとしている。

(注2) 特定業務委託事業者が取引条件を電磁的方法により明示した場合、特定受託事業者から書面の交付を求められたときは、遅滞なく、書面を交付しなければならない。（3条2項）

②期日における報酬支払義務（4条）

- 特定業務委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、報酬の支払期日を定めてそれまでに支払わなければならない（4条1項・5項）
- 支払期日を定めなかった場合などには、次のように支払期日が法定される。（4条2項）
 - ① 当事者間で支払期日を定めなかったとき ⇒ 物品等を実際に受領した日
 - ② 物品等を受領した日から起算して60日を超えて定めたとき ⇒ 受領した日から起算して60日を経過した日の前日



- (再委託の例外) ただし、元委託者から受けた業務の全部又は一部を、特定業務委託事業者が特定受託事業者に再委託をし、かつ、必要事項を明示した場合、再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して30日以内のできる限り短い期間内で定めることができる。（4条3項）

(※) 実際に元委託者から支払われた日ではなく、元委託者と特定業務委託事業者との間で定められた支払の予定期日

③特定業務委託事業者の遵守事項（5条）①

➤ 特定受託事業者との継続的業務委託に関し、以下①～⑤の行為（1項1～5号）をしてはならない。

（※）更新により政令で定める期間以上行うこととなるものも含む。

業務委託

①特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく
受領を拒むこと（1項1号）

②特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく
報酬を減額すること（1項2号）

③特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく
返品を行うこと（1項3号）

④通常支払われる対価に比べて著しく低い報酬の額を不当に定めること（1項4号）

⑤正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること（1項5号）

発注者の一方的都合により発注取消しをして受け取らないことも、受領拒否にあたる。

検収の有無を問わず、事実上、特定業務委託事業者の支配下に置けば、受領に該当し、以降は「返品」等の問題となる。（5条1項3号、2項2号）



特定受託事業者
（個人）

減額についてあらかじめ合意があったとしても、特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく減じた場合は違反となる。



特定業務委託事業者
（組織）

以下のような要素を総合考慮

- ①対価の決定方法
- ②差別的であるかなど対価の決定内容
- ③同種又は類似品等の市価との乖離状況
- ④給付に必要な原材料等の価格動向

発注する物品等の品質を維持するためなどの正当な理由なく、強制することが違反となる。

③特定業務委託事業者の遵守事項（5条）②

- 特定受託事業者との継続的業務委託に関し、以下①～②の行為（2項1～2号）によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。

（※）更新により政令で定める期間以上行うこととなるものも含む。

以下の場合に問題となる。

- ①特定受託事業者の直接の利益とならない場合
- ②特定受託事業者の利益との関係を明確にしないで提供させる場合

業務委託

①自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること（2項1号）

②特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること（2項2号）

特定業務委託事業者
（組織）



特定受託事業者
（個人）

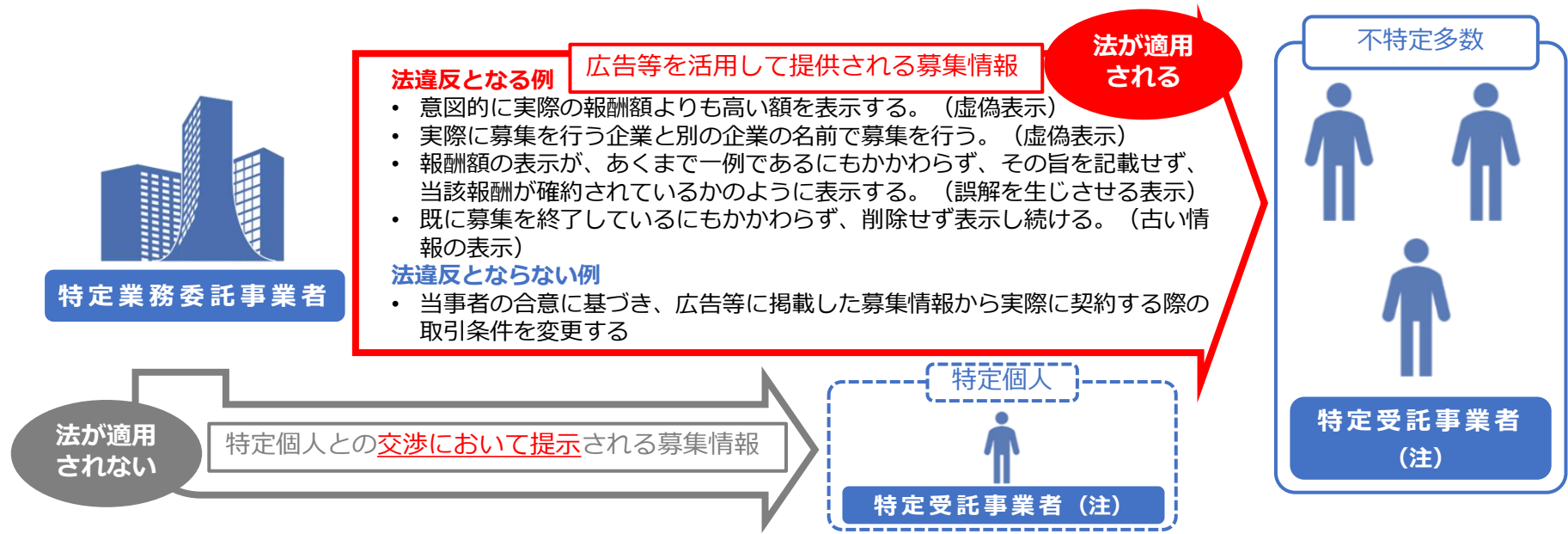
特定受託事業者が作業に当たって負担する費用を負担せずに、一方的に発注を取り消すことも含まれる。

④ 募集情報の的確表示義務（12条）

- ▶ 特定業務委託事業者は、**広告等**（※1）により、**特定受託事業者の募集情報**（※2）を提供するときは、当該情報について、
- ・ **虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず**、（12条1項）
 - ・ **正確かつ最新の内容に保たなければならない**。（12条2項）

（※1）新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法

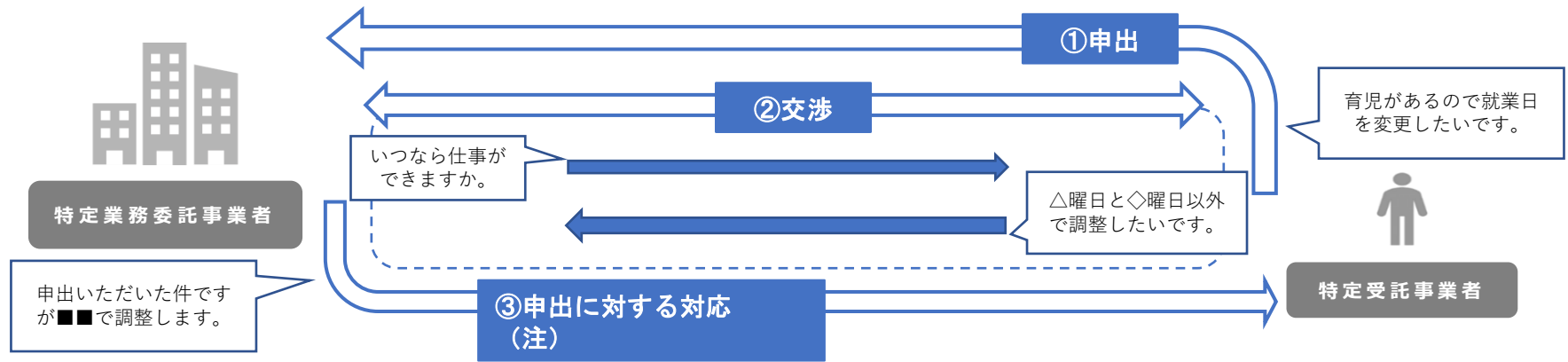
（※2）業務の内容その他の就業に関する事項として政令で定める事項に係るものに限る。政令で定める事項として、「委託者の情報に関する事項」「報酬に関する事項」「給付の場所や期間・時期に関する事項」等を想定。



（注）契約締結前の者（業務委託が行われることにより、特定受託事業者になり得る者）を指す。

⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（13条）

- 特定業務委託事業者は、**継続的業務委託**について、特定受託事業者からの**申出に応じて**（※2）、**特定受託事業者が育児介護等（※1）と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければならない。**（13条1項）（※3）
- 配慮の内容として、例えば、「妊婦検診の受診のための時間を確保したり、就業時間を短縮したりする」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにしたりする」といった対応が考えられる。（※4）
 - （※1） 妊娠、出産を含む。
 - （※2） 特定業務委託事業者が取引を行う全ての特定受託事業者の育児介護等の事由を予め把握して配慮することまでを求めるものではない。
 - （※3） 特定業務委託事業者は、**継続的業務委託以外の業務委託**について、特定受託事業者からの申出に応じて、特定受託事業者が育児介護等と業務を両立できるよう、**必要な配慮をするよう努めなければならない。**（13条2項）
 - （※4） 具体的な配慮の考え方や対応の具体例については、本法律15条に基づき厚生労働大臣が定める指針において明確化する。



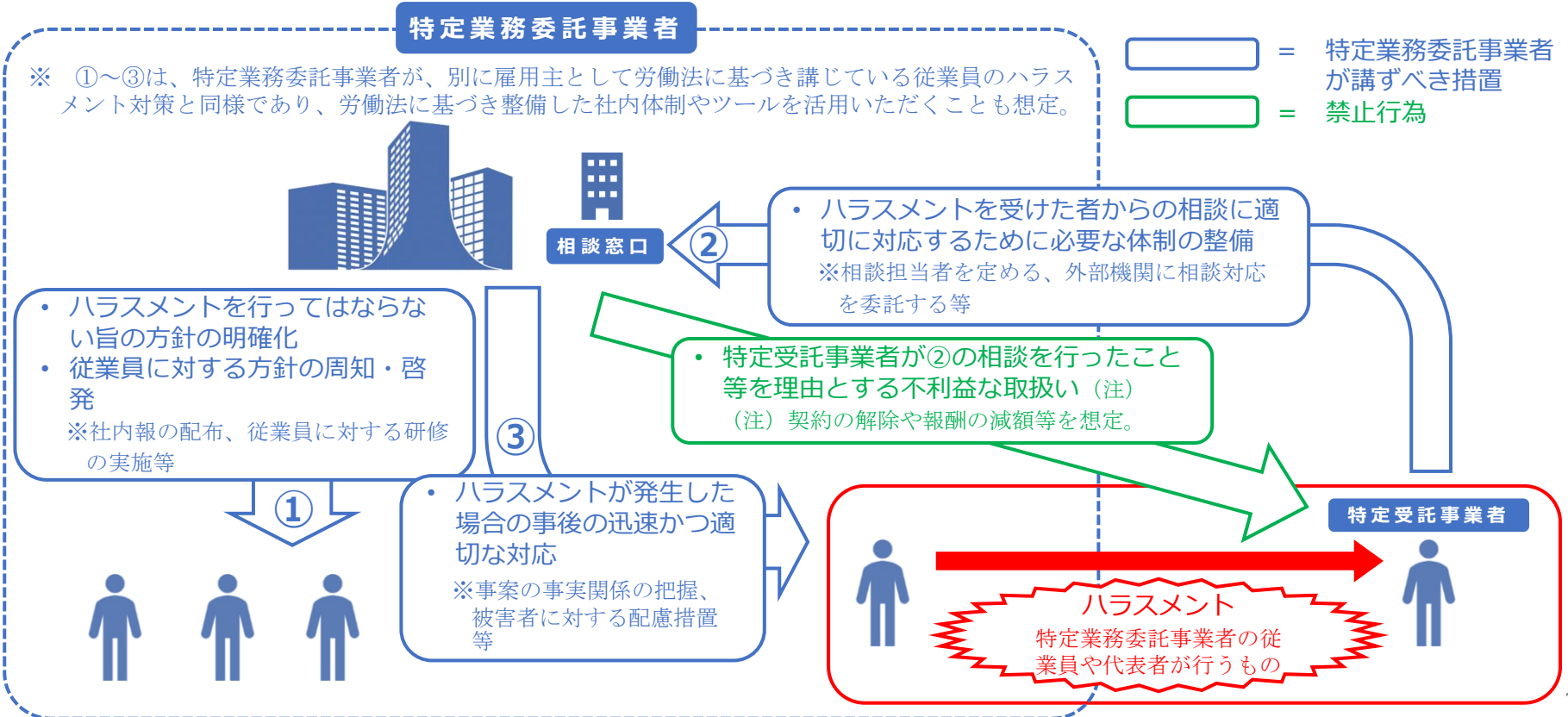
(注) この配慮義務では、特定業務委託事業者に対して、特定受託事業者の申出に応じて、申出の内容を検討し、可能な範囲で対応を講じることを求めるものであり、申出の内容を必ず実現することまでを求めるものではないことに留意が必要。

⑥ハラスメント対策に係る体制整備義務（14条）

- ▶ 特定業務委託事業者は、ハラスメント行為（※1）により特定受託事業者の就業環境を害することのないよう**相談対応のための体制整備その他の必要な措置**（※2）を講じなければならない。（14条1項）
- ▶ 特定業務委託事業者は、**特定受託事業者がハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならない**。（14条2項）

（※1）セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワーハラスメント

（※2）具体的には、下図の①～③を想定。本法律15条に基づき厚生労働大臣が定める指針において明確化し、対応の具体例等を示す。

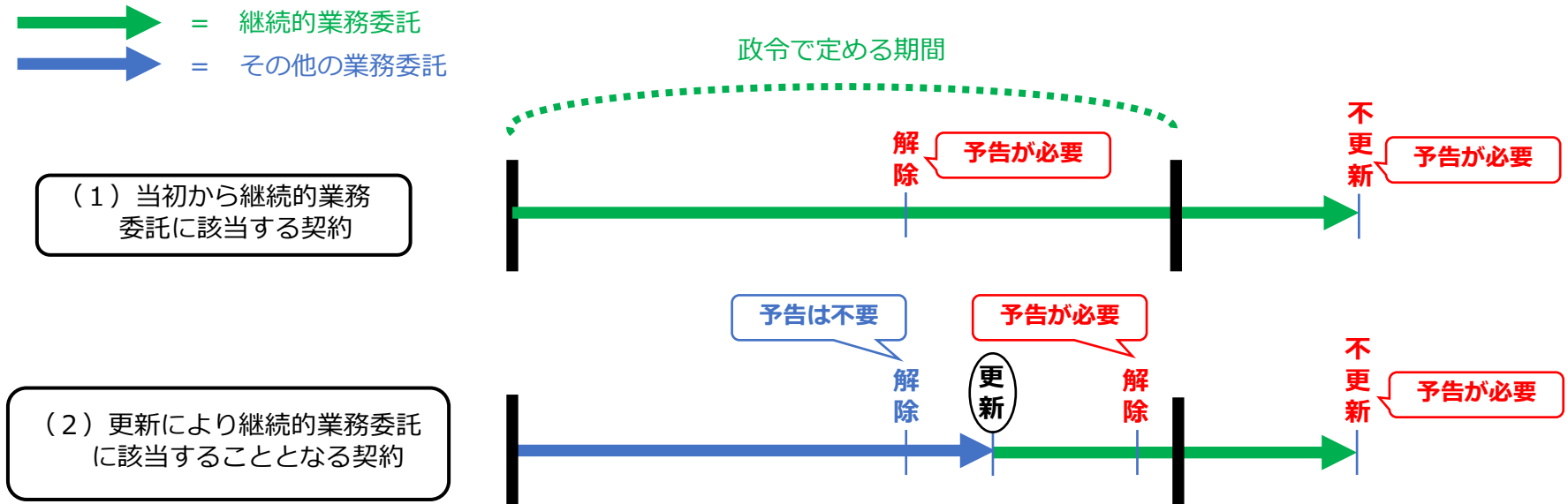
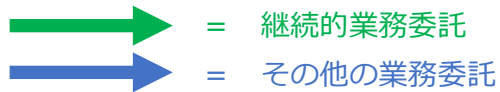


⑦ 中途解除等の事前予告義務（16条）

- ▶ 特定業務委託事業者は、**継続的業務委託**を中途解除したり、更新しないこととしようとする場合には、特定受託事業者に対し、**少なくとも30日前までに、その旨を予告をしなければならない**。（16条1項）（※1）
- ▶ 予告の日から契約満了までの間に、**特定受託事業者が契約の中途解除や不更新の理由の開示を請求した場合**には、特定業務委託事業者は、**これを開示しなければならない**。（16条2項）（※2）

（※1） 災害により業務委託の実施が困難になったため予告ができない場合や、特定受託事業者に契約不履行や不適切な行為があり業務委託を継続できない場合など、厚生労働省令で定める場合は予告を要しない。

（※2） 理由を開示することにより第三者の利益を害するおそれがある場合など、厚生労働省令で定める場合は理由の開示を要しない。



※更新により継続的業務委託に該当することとなるため、この契約から解除・不更新の予告が必要となる。

業務委託事業者

義務項目

フリーランス (特定受託事業者)

■ 特定受託事業者に業務委託する事業者
■ 従業員を使用していない
(特定受託事業者が業務委託する場合も該当)

①

■ 特定受託事業者に業務委託する事業者
■ 従業員を使用している

①、②、④、⑥

■ 特定受託事業者に業務委託する事業者
■ 従業員を使用している
■ 継続的業務委託をする

①、②、③、④、

⑤、⑥、⑦

- 業務委託の相手方である事業者
- 従業員を使用していない



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示 (3条)	業務委託をした場合、書面等による取引条件を明示すること
② 期日における報酬支払義務 (4条)	原則として60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 特定業務委託事業者の遵守事項 (5条)	特定受託事業者に対し、一定の期間以上の業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと
④ 募集情報の的確表示義務 (12条)	広告などに特定受託事業者の募集に関する情報を掲載する際の虚偽表示の禁止等
⑤ 募集情報の的確表示義務 (12条)	一定の期間以上の業務委託をした場合、特定受託事業者の申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと
⑥ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務 (13条)	ハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること
⑦ 中途解除等の事前予告義務 (16条)	一定の期間以上の業務委託を中途解除等をする場合、原則として30日前までに予告しなければならないこと

罰則等

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。

[第8条、第9条、第11条、第18～第20条、第22条]

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。

[第24条、第25条]

フリーランス・事業者間取引適正化等法に違反した場合、行政機関が以下の対応を行います。

➤ 報告徴収・立入検査

➤ 指導・助言

➤ 勧告

➤ 勧告に従わない場合の命令※・公表

※ 命令違反には50万円以下の罰金

両罰規定あり

問い合わせ先

措置義務①～③については、公正取引委員会、中小企業庁
措置義務④～⑦については、厚生労働省までお問合せください。

内閣官房

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/freelance/index.html



公正取引委員会事務総局取引部取引企画課特定受託事業者取引適正化室
03-3581-5471（代表）（内線2664）

https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html



中小企業庁事業環境部取引課

03-3501-1511（代表）（内線5291）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>



厚生労働省 滋賀労働局 雇用環境均等室

077-523-1190

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html



ご清聴ありがとうございました